川崎市告示第556号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同 法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定 において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の 規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年11月6日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 都市計画の種類及び名称 川崎都市計画用途地域の変更(鈴木町駅前南地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分なし
- (2) 削除する部分なし
- (3)変更する部分 川崎市 川崎区 港町、旭町2丁目及び伊勢町地内
- 3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課